## 議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第33、議案第49号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置について を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、河田君

## 上下水道課長(河田 数明)

議案第49号、香川県広域水道事業体設立準備協議会の設置についての提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成27年1月14日に開催されました全員協議会で報告 をさせていただきましたとおり、平成26年12月24日付で、平成27年4月1日から 準備協議会へ参加をする旨を、香川県広域水道事業体検討協議会会長香川県知 事宛てに回答したことから、広域水道事業体の設立のための連絡調整及び広域 的な水道事業の計画の共同作成を行うため、地方自治法第252条の2の2第1項 「普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び 執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を 図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規 約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。」の規定により、 議案のとおり規約を定め、香川県広域水道事業体設立準備協議会を設置するこ とについて、同条第3項「第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議 会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び 執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、 この限りでない。」の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。 尚、2ページの規約第3条に記載していますとおり、協議会を設ける団体は、香 川県、高松市、丸亀市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、 小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町及びまんのう町とな っております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第49号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。